

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（北方町固定資産評価審査委員会条例及び北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第5 議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第28号 工事請負契約の締結について（町道205号線道路改良工事）（町長提出）
- 第7 議案第29号 平成28年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて（町長提出）
- 第8 議案第30号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて（町長提出）
- 第9 議案第31号 工事請負契約の締結について（北方西小学校エアコン設置工事）（町長提出）
- 第10 もとす広域連合議会議員の選挙
- 第11 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について（総務教育常任委員長報告）
- 第12 発議第1号 学習指導要領改訂に伴う意見書について（議員提出）
- 第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

出席議員（9名）

1番	村木俊文	2番	松野由文
3番	三浦元嗣	4番	杉本真由美
5番	安藤哲雄	6番	安藤巖
7番	鈴木浩之	8番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員（なし）

欠 員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	副 町 長	奥 田 克 彦
教 育 長	名 取 康 夫	総 務 課 長	奥 村 英 人
税 務 課 長	加 藤 章 司	教 育 次 長	有 里 弘 幸
住民保険課長	臼 井 誠	福祉健康課長	林 賢 二
健康づくり担当課長	大 塚 誠 代	都 市 環 境 課 技 術 調 整 監 兼 上 下 水 道 課 長	牛 丸 健
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	堀 口 幸 裕

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安 藤 ひとみ	議 会 書 記	山 田 彰 紀
議 会 書 記	堀 創 二朗		

-
- 議長（井野勝巳君） それでは連日大変ご苦労さまでございます。
ただいまから平成28年第4回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 安藤巖君及び7番 鈴木浩之君を指名いたします。
-

日程第2 承認第3号

- 議長（井野勝巳君） 日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。
提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑等はございませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。
これから承認第3号を採決いたします。
承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。
-

日程第3 承認第4号

- 議長（井野勝巳君） 日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（北方町固定資産評価審査委員会条例及び北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑等はございませんか。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

- 議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。
これから承認第4号を採決いたします。
承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。

日程第4 承認第5号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第5号を採決いたします。

承認第5号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第27号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第27号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議案第28号 工事請負契約の締結について（町道205号線道路改良工事）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第29号 平成28年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第30号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第31号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、議案第31号 工事請負契約の締結について（北方西小学校エアコン設置工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 議案第31号として提案をさせていただきます。

工事請負契約の締結についてであります。北方西小学校エアコン設置工事を行うにつきまして、

その工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものがあります。

契約の目的は、申し上げましたとおり北方西小学校のエアコンの設置工事についてであります。契約の方法は、指名競争入札を採用させていただきました。その結果、契約金額は5,032万8,000円となりました。工期は、本契約締結の日から平成28年8月26日までとするものであります。また、契約の相手方につきましては、岐阜県瑞穂市本田735番地、株式会社不二産業、代表取締役武藤永行と契約を行おうとするものであります。

適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（井野勝巳君） ただいま町長の提案説明がございました。

入札結果についての一覧表を配付いたしますので見てください。

[資料配付]

○議長（井野勝巳君） それでは質疑を行います。質疑をどうぞ。

安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 今見せていただいたんですが、設置される部屋は何部屋で、空き部屋には多分つかないと思うんですが、つかない部屋は何室でしょうか。それとあと金額からあれしたいんで、何馬力のものが普通教室には2台なのか、特別教室は大きいからもうちょっと大きい8馬力か10馬力かしらんを1台つけるのかというそういったような詳細、それをちょっとお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 西小学校につきましては、部屋数が23部屋に取りつけるということで設計をさせていただいております。ただちょっとごめんなさい、今手元のほうに出力等の資料がございませんので、機械の出力ですね、ちょっと後からそろえたいと思いますので。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時48分

○議長（井野勝巳君） では、再開をいたします。

ただいまの質疑に対して有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 済みません。西小学校につきましては、全ての教室の中で先ほどちょっと23と言いましたが、21部屋のエアコンをつけさせていただきます。それで全教室ということではなく、例えば第2音楽室とか、ふだん使っていないようなところには設置のほうはしていません。

出力のほうですが、一般の教室におきましては5馬力という出力のものをつけさせていただきます。そして理科室、そして図工室、図書室、家庭科室におきましては、普通教室よりも少し大

きいですので10馬力のものをつけさせていただきます。それが4台です。

あと8馬力というものも2台つけるんですが、それは教室よりも大きく、先ほどの一番大きな4台をつけたところよりも小さい部屋につきましては8馬力のものを2台設置しております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 8馬力は何の部屋になるんやね、これ。2つ入りますよね、理科室とか何かいろんなものが4台だったよね、10馬力が。8馬力の2部屋と、それであと使わない部屋は何部屋ぐらいあるんですか。全くつけないという部屋は。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 例えば、家庭科の準備室とかそういうものについてはつけませんし、そして今第2音楽室という広い部屋があるんですが、そこも利用していませんので、そこにつきましてはつけません。

ですから、その音楽室1つと、そして各特別教室の準備室の5部屋につきましてはつけませんし、そして1階の学習室という普通教室よりちょっと小さな部屋があるんですが、そこにつきましてもエアコンはつけません。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

○8番（安藤浩孝君） はい。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） ちょっとあわせて確認をさせていただきますけど、これは全協の中での御説明では南小のお話も我々は受けているんですけど、ここへは上がってこないのはどういうことなのかお尋ねします。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 今回、予定価格で5,000万を超えるものにつきましては、議会にお諮りをするという事になっています。それで、この西小につきましては予定価格が5,000万を超えていましたので、今回お諮りをする形になります。

ただ、南小につきましては5,000万を切っておりましたので、お諮りはしていません。ただ、入札は行いました。

○議長（井野勝巳君） 村木君。

○1番（村木俊文君） ちょっと1つだけ確認させていただきます。

まず今、教育課長が御答弁なさいました。予定価格が5,000万じゃございません。よく確認してください。わかりますか。予定価格が5,000万を超えるんじゃないですよ。よく勉強してください、まず1つ。

私が確認したいのは、まず本日の議案第28号、205号線のところの改良工事、これは議決させていただいたんです。結果的に地元の業者が落札したということで、私は大変地元にとってはいいことだと思っております。あわせて今回提案された西小のエアコン工事につきましては、一般競争入札で205号線、それから今回指名競争入札、どうして指名競争入札をされたのか。

というのは、工事自体確かに金額は5,000万を超えますが、物をつくったり、基礎からつくり上げたり、建築したりとか建てたりだとか、そういう工事ではございません。正直言って、工事自体は非常に簡易な工事です。この程度の工事であれば、地元の業者も多分、私はできると思います。そういう意味で、なぜこの指名競争入札にして地元の業者を外したのかと、このあたりをちょっと確認します。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） まず指名競争入札にさせていただいた理由といたしましては、工期をこの夏休み中に仕上げることがございまして、一般競争入札をかけますと日にち的に余裕がなかったということで、指名委員会のほうを開きまして、その中で時間的余裕がないということで今の指名競争入札という形をとらせていただきました。

なお、町の契約の中で2,000万以下の工事については、地元優先で工事を仕上げるといふふうになっておりますが、それを超えるものについては、あくまでもその工事金額に伴うAランク、Bランクの業者の中で今の管工事の許可を持っている業者ということで指名をさせていただきましたので、地元業者が入ってこなかったというのが実情でございます。

○議長（井野勝巳君） 村木君。

○1番（村木俊文君） わかりました。今御答弁いただきましたので理解はさせていただきますが、やはり地元の企業、地場産業育成、これ非常に重要なことです。そういう部分も十分配慮されて、余裕を持って施行、発注されるようお願いいたします。以上です。

○議長（井野勝巳君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を終結します。

これから採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第10 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（井野勝巳君） 私ごとではございますけれども、井野勝巳はもとす広域連合議会議員の辞職願を提出いたしましたので、日程第10、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことといたしました。

お諮りをします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員に松野由文君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました松野由文君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました松野由文君がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

日程第11 請願第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第11、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

付託をいたしました案件について、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告します。

1. 付託年月日、平成28年6月9日。
2. 件名、所得税法第56条の廃止を求める請願について。
3. 審査の結果、平成28年6月9日に委員会を開催し、審査の結果、不採択とすべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 以上で総務教育常任委員長の報告を終わります。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願の委員長報告に対し質疑を行います。

安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 今、委員長報告をお聞きしたわけですが、私は白色でやっておった経験もあるんであれでございしますが、申告の仕方、青色、白色、いろいろあるんですが、それによって納税者が利益、そしてまた不利益をこうむるといのは私は昔から疑問に思っていました。

そういう中で、ドイツだとかフランスだとかアメリカ、先進国というんですか、主要国ですか、

そういったところについては自家労賃は必要経費というふうに認めておるんですよね。そういった中で、全国で441の自治体が意見書というんですか、これを何とかしたいなというような意見書が出ておるんですよ。

それできょう委員長報告を受けたんですが、この請願のどの部分がいけないのかちょっとよくわからないもので、具体的にちょっと委員長さん、御所感があるかと思しますので、そのあたりを含めてちょっとお聞きをします。

○議長（井野勝巳君） 安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 議論の中の主体は、まずこの56条の出た法律的な立ち上がり時点の履歴というか、そういうものが主なあれでした。

確かに白色と青色と両方があるということですけど、北方町の例をとっても、これは議論では出なかった、後から調べたことですけれども、半々ぐらいということで、いずれもどちらへ偏ることなく今のまま続ければいいんじゃないかというような意見でありました。青色申告で優遇措置があることは皆さん御承知ですので、選べばそれで……。

○議長（井野勝巳君） 委員長報告に対するの質疑ですので、委員会のことだけ話せば。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） じゃあ、委員会で出た中では、両方を今使っておられるので、片方をなくす必要はないんじゃないかということでありました。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 何か最後、両方を使ってみえるんで、どういう意味。ちょっと求めます、もう1回、ちょっとまとめてください。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 両方を使っているということじゃなく、両方が並行して使えばいいので、選ぶのは納税者ですから、片方に絞る必要はないということであります。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 先ほどちょっと申しました主要国でもいろいろ、主要国の話をさっきしたんだけど、自家労賃は必要経費と認めていないとか、それから441の自治体でこういった請願が出ておるんだけど、そのあたりのお声はどうでしたか。

○議長（井野勝巳君） 安藤巖委員長。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 外国の主要国の話は出ませんでした。四百四十幾つというところが出ているというのは話は出ております。

○議長（井野勝巳君） それでは質疑を終結し、討論を行います。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 委員会の席におきましても、私がこの提案について御説明申し上げて、ぜひ御採択をお願いしたいと申しましたが、改めてこの本会議においても私の意見を述べさせていただきます。この請願に対する賛成の討論をさせていただきます。

所得税法56条がどういうものか、議員の皆さんは十分御承知のことと思しますので、この法律、

所得税法がそもそもできた経過についてお話ししておきたいと思えます。

この所得税法56条は、昭和24年にアメリカの占領軍がアメリカから税の専門家シャープ博士を招いて、日本の税制について検討させ、そして昭和24年にシャープ勧告が出されたものです。翌25年に所得税法が改正されましたが、そのシャープ勧告に基づくこの新しい日本の所得税法の考え方というのは、それ以前が世帯単位で課税されていたもの、したがって世帯での所得があればそれらを合算して課税する所得税方式でしたが、このシャープ勧告で行われて、その翌年改定されたことによって、同居親族の所得の合算というのをやめて、個人単位の課税とする、こういう方向で日本の税制は基本的につくられているはずで。

ところが、当時の日本社会では、例えば農業は機械化されておらず、多くの家族で一緒になって力を合わせて農業を行っていました。商工業者についても、当然夫婦や子供も一緒に仕事を行っていました。そういう中で、この個人単位に全ての所得を分けてしまうと本当に課税するところがなくなってしまう、そういうような事態も考えられる時代でした。

ところが、現在では家族は核家族化し、それぞれに分かれ、しかも働き方はさまざまであります。特に女性の働き方は、以前はほとんど家庭内で働いておられましたが、今は外で働く人が非常に多くなっています。今、国を挙げて男女共同参画社会、そして女性が活躍できる女性が輝く社会、そういったものをつくりたいというふうに安倍総理もおっしゃっておられるところです。そうした考え方に立てば、妻が外に働きに行けば当然別に課税されるわけですが、家で夫と妻が一緒になって仕事をし、自営業を成り立たせる場合、それは妻の所得は一切認めず、全てその個人事業主の所得というふうにみなして課税がされる。これは税法上の非常に不公平な点ではないかと思えます。

このことを一番典型的にあらわしているのが、最近裁判で戦われ問題になったのは、夫が弁護士事務所を開き、妻が税理士事務所を開く。そういった家族にあって、妻が夫の弁護士事務所の会計処理を行ったとき、その処理に対して、その対価に対して所得税法56条違反ということで、この裁判は争われたものです。

そもそも税理士は独占業務で、税理士以外の人間がこれを行えば違法行為となります。ところが、夫婦というだけで正式に認められた報酬が認められない。今のような働き方が多様になった時代の矛盾だろうと思えます。ぜひともこうしたことがなく、そして働いた人間が正当な報酬を得られるような、そういう税制に改めていく必要があると思えます。

したがって、私はぜひともこの56条の廃止の請願を採択していただきたいと思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから採決をいたします。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立3名〕

○議長（井野勝巳君） 起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第12 発議第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第12、発議第1号 学習指導要領改訂に伴う意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

鈴木浩之君。

○7番（鈴木浩之君） 議長にお許しをいただきましたので、意見書（案）につきまして趣旨説明をさせていただきます。

発議第1号といたしまして、学習指導要領改訂に伴う意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。

平成28年6月15日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之、賛成者、同じく松野由文、同じく村木俊文ということでございます。

それでは、意見書（案）を朗読させていただきます。

学習指導要領改訂に伴う意見書（案）。

平成18年12月に教育基本法が改正され、「民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上を願い、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」として第1章から第4章にわたり教育の基本方針が定められた。

まさに、教育は、国際社会の平和と発展に欠くことのできない最重要課題であり、国内においても、文化の発展や産業開発に多大な影響を与えている。今後も、平和や各分野における発展を進めるために、人としての教育を大切にするとともに、教育を通して知識や技能を養い、国際社会の恒久平和と発展に寄与できるようにしていかなければならない。

第1章の教育の目的と目標の理念に鑑み、教育現場で行わなければならないことは多岐にわたり、特に学童期においては心身ともに健全な育成が求められている。

このほど、文部科学省は、グローバル化社会の到来で、英語を使う機会がふえたとして、次期学習指導要領の改訂で、2020年度から、英語を小学5～6年生の教科として位置づけ、あわせて外国語活動を小学3年生からに前倒しする方針を示した。

英語の教科化に限らず、幼児期から義務教育課程の小・中学校までの学習環境の整備、教員の指導力向上等、教育施策を進める市町村には何事もおろそかにできない課題が山積している。指導要領の改訂に伴い、英語教育の充実を図るため、左記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記1. 現在、英語教育は、小学校5～6年生は年間35時間の「外国語活動」が必修化されている。8割の中学生が、小学校のときの外国語活動で、「英単語を書く」「英語の文を書く」等の

勉強をもっとしたかったというデータがある。このことを踏まえて、英語の教科化に向け、カリキュラムの充実を図ること。

2. 小学校教員の78.5%が「研修が十分でない」と回答していることから、2020年度までに教員の指導力向上のための研修、養成機関の充実を図ること。

3. 児童生徒の英語活用力を高めるためのALT（外国人指導助手）の増員を図ること。また、市町村単独事業による加配教員について助成制度を図ること。

4. 英語検定準1級以上の教師の育成を図るため、研修やTOEFL受験を推奨するとともに、各地方の大学生が小・中学校の授業に参加し指導力を高めるとともに、児童生徒がより英語に親しむ制度の推進を図ること。

5. 英語教育の充実を図るためにも、基礎定数の算定の仕方を見直し、安定した教員増を図ること。

6. 加配定数においては、年度ごとに各学校の教員数が変動する可能性があり、教員配置計画に支障が出るため、各自治体の教育方針や施策に応じた英語教育のための加配教員の増員を図ること。

平成28年6月15日。岐阜県北方町議会。提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務金融大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 馳浩殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿であります。

公共の利益の増進を図るため、議員各位におかれましては御理解を賜り御賛同いただけますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

質疑がございましたら。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 提案者の方にお尋ねいたしますが、ここでおっしゃられておるように、現在文科省が検討しております次期学習指導要領の中で、英語教育はどれぐらいの時間を使って、どのように行うというふうに論議されてるか、その点は御存じでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） 次のですか。現在の35時間ではなくて。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） 三浦議員の御質問のお答えとして、現在外国語活動として年間35時間というようになっておりますが、小学校5、6年生の教科化として70時間になるということでございます。

ます。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

そのほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） では、質疑を終わります。

討論はございますか。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 現在、実際は文部科学省で中央教育審議会において新しい教育課程は検討されています。その中でいろいろ話は出ているんですけども、はっきり申し上げて、かなり英語の時間をふやすということになるだろうと思います。

私が今回、これに対して持っています意見、教育問題に対する見解というのはそれなりに持っていますけれども、今回のこの意見書、特にこの中で述べておられますALTの増員、安定した教員増、英語教育のための加配教員の増員など教育条件を整えるための要望については、私も全く同感です。

また、日本の英語教育について、中学、高校の6年間で英語の会話ができるようになる人は少なく、何らかの改善が必要であることは言うまでもありません。しかし、まことに申しわけありませんが、私は教育に対する政治のかかわり方の問題として、政治の側から教育の内容について直接あれこれの指図を行うべきではなく、教育の現場から問題点を分析し、改善を図るべき内容だろうと思います。

したがって、こういった決議をすることには反対です。私は35年間教育活動に携わってきて、私がこうして議員を行うに当たって、個人の教育に関する見解は述べますが、議会で教育の内容について直接これこれしてほしいというような意見を述べることはせず、教育環境の改善のみ努力する所存ですので、この提案について反対をいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから発議第1号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） ありがとうございます。

起立多数であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣について

○議長（井野勝巳君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により議員を派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） それでは1番目の議員研修、これについてちょっと反対の討論をします。

福岡県宗像市、道の駅むなかた、長崎県佐世保市、地域包括ケアの進め方、長崎県長崎市、長崎原爆資料館への議員研修について反対をいたします。

理由、町財政の現況は、年々増加する民生費に加え、新庁舎建設、道路改良工事などで起債残高は大きく膨らみ、公債費は本年4月末で7億5,752万と前年より2億円近くふえ、経常収支比率は平成26年度決算で89.6%が、27年、28年度決算では90%を越すものと思われ、今後の財政構造はかなり硬直化し、厳しさを増すものと思われま。

本町は2度の住民投票の結果、合併しないまちを選択しました。10年ほど前から行財政改革を積極的に進め、数々の行革において政策の中、町民の方に幾つかの御負担、住民サービスの縮小などで痛みを強いてまいりました。その一つには、生ごみの有料化、お年寄りの敬老会の祝い金、自治会協力報償金世帯割の大幅な減額、自治会視察研修の中止などがあります。どれもこれも町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと思っておるわけでございます。

さて、昨年より議員研修について、全協などで数回審議をし、6月13日全協において多数決をもって研修先が決まりました。6月9日に事務局より提出された研修案に対して、この研修案では到底賛成できないというようなことで、対案をもって臨んだわけでございますが、否決となりました。

なぜ、賛成しかねるかと申しますと、先ほど述べました行財政改革を町民の皆様と一緒に進めているさなか、旅費がかさむ遠方へ行っての視察をすることが町民に寄り添った議会なのでしょうか。なぜ九州なのか、なぜ福岡道の駅むなかたなのか、なぜ佐世保市の地域包括ケアなのか、もっと身近なところで行けないのか、私には理解ができません。もっと十分な調査をし、時間をかけて審議をすべきものと考えております。今のこの時代の風をどう読むのが議会が問われているのではないのでしょうか。

対案で提出したものは、今本町が抱える課題、お年寄りがいつまでも安心して元気に暮らすまちづくりや地域交流拠点の形成、市街化調整区域の土地利用、道の駅などでありま。行程は日帰りで、町のマイクロバスで視察するというもので、旅費はガソリン代など少額で済むものであります。2泊3日の予算をとってあるから執行をするというものであっては、町民の理解を得るものとなりません。

議会基本条例にはこう記されています。住民自治を基軸とする地方自治の中では、町民参加の議会運営が求められ、それを進める上で町民に対する説明責任の履行が欠かせないとの考えを規定しております。

今回示されております九州への議員研修では、私は町民に対して説明することはできません。私は無駄のない行政、住民目線、住民感覚で町政に参画をさせていただいております。きょう、今日までやってまいりました。町民の皆様後ろめたさを感じる視察には賛同いたしません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（井野勝巳君） 異議がありましたので、これから議員派遣について採決をいたしたいと思
います。

本案はお手元に配付のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立5名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のと
おり議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思
います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思いま
す。

本会議におきまして、私どもが提案をさせていただきました全案件につきまして、提案どおり
御決定をいただきまして、まことありがとうございます。

また、議案審議の中でいろいろ御指摘も受けました。一般質問等におかれましても、御提言を
いただきました。答弁したとおり、私ども誠実に遂行してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、慎重に御審議をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し
上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

平成28年第4回北方町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時26分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年6月15日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員